



千葉県・淑徳大学コミュニティ政策学部消費者法研究室 主催

ヤング・コンシューマー・コミュニティ(Young Consumer Community)の創生に向けた学習会の開催

若者をターゲットにした不当な消費者契約や強引な勧誘等の悪質商法による被害が後を絶ちません。特に県内ではデジタルコンテンツや貸借をはじめとした消費者トラブルが年々増加し、大学生等の若者自身による消費者教育・啓発が求められています。

そこで、県内の各地域で消費者問題の未然予防・事後解決や消費者教育の基幹となる「ヤング・コンシューマー・コミュニティ」づくりに向け、消費者問題等の研修を受講した大学生（ファシリテーター）を中心に、同世代（大学生）間で教え合い、学び合う、消費者問題に関する学習会を開催します。これまで消費者問題等にあまり関わりがなかった方も奮ってご参加ください。

実施時期：平成29年1月14日（土）13時～16時

内 容：「若者の力で消費者市民社会を形成しよう！」

ファシリテーター：淑徳大学学生他（研修を受講した大学生）

アドバイザー：千葉県内の消費生活相談員 数名

日野 勝吾 氏（淑徳大学コミュニティ政策学部助教）

場 所：柏市ひまわりプラザ（沼南近隣センター）集会室2

**問合せ先：淑徳大学 サービスラーニングセンター
（043）265-7911（代）**

詳しくは裏面をご覧ください